

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

| | |
|------------------------------|--|
| <p>処 分 の 概 要</p> | <p>農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等</p> |
| <p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p> | <p>農地法 第3条の2第2項</p> |
| <p>法令(例規)番号</p> | <p>昭和27年7月15日法律第229号</p> |
| <p>所 管 部 署 名</p> | <p>農業委員会 事務局 農地担当</p> |
| <p>処分基準の内容</p> | <p>(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等) 第3条の2 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 (1) その者が農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合 (2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合 (3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内、いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合 2 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。 (1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。 (2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>処分基準の未設定理由 (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p> |
| <p>備 考</p> | |